

様式第3号（第7条関係）

会議録

1 附属機関の会議の名称

令和7年度第1回水戸市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

2 開催日時 令和7年9月26日（金）午前10時00分から午前11時40分まで

3 開催場所 水戸市役所本庁舎4階 政策会議室

4 出席した者の氏名

(1) 委員 五十嵐 博, 池田 幸也, 小田倉 康家, 川野邊 洋美, 小森 正巳, 多田 厚史,
中庭 由美子, 滑川 友理, 山口 和枝, 渡辺 一良

(2) 事務局 小林 秀一郎, 三宅 陽子, 石丸 美佳, 國井 敦男, 深谷 浩一, 高橋 慎一,
美齊津 諭代, 成田 拓生, 羽方 寿秀, 中嶋 義朗, 佐藤 優莉菜

5 議題及び公開・非公開の別

(1) 水戸市地域福祉計画（第4次）における関連事業の評価について【公開】

ア 計画に基づく事業の進捗状況等について

(2) 重層的支援体制整備事業の概要について【公開】

ア 重層的支援体制整備事業について

イ 本市における重層的支援体制（案）について

(3) その他【公開】

6 非公開の理由

7 傍聴人の数（公開した場合に限る。）

0人

8 会議資料の名称

- (1) **資料1-1** 計画に基づく事業の進捗状況等について
(2) **資料1-2** 地域福祉計画（第4次）関連事業調査票
(3) **資料2** 重層的支援体制整備事業について
(4) **資料3** 本市における重層的支援体制について

9 発言の内容

別紙のとおり

事務局 本日は大変お忙しい中、水戸市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に御出席いただきました、誠にありがとうございます。まず、本日の出席者数でございます。委員 19 名中、出席 10 名、欠席 9 名となっておりまして、半数以上の委員の出席がございますので、水戸市社会福祉審議会条例第 6 条第 2 項及び第 7 条第 4 項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。また、本日の会議につきましては、水戸市附属機関の会議の公開に関する規程第 3 条により、公開とさせていただきます。次に、本日の会議の資料について確認させていただきます。

« 資料の確認 »

事務局 続きまして、新たに委員となられた____委員及び____委員から簡単に自己紹介をいただきたいと思います。____委員からお願ひいたします。

« 委員自己紹介 »

事務局 続きまして、事務局職員の紹介をいたします。

« 事務局自己紹介 »

事務局 それでは、ここで、会長から御挨拶をいただきたいと思います。____会長、よろしくお願ひいたします。

« 会長挨拶 »

事務局 ありがとうございました。

それでは、これより本日の議事に入らせていただきたいと思います。議事進行につきましては、水戸市社会福祉審議会条例第 6 条第 1 項及び第 7 条第 4 項の規定により、____会長に議長をお願いいたします。それでは、____会長、よろしくお願ひします。

議長 それでは着座にて進行させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。水戸市社会福祉審議会条例第 6 条第 1 項及び第 7 条第 4 項の規定に従いまして、暫時、議長を務めさせていただきたいと思います。委員の皆様、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

また、本日の会議は、水戸市附属機関の会議の公開に関する規程第 3 条により公開となります、本日は傍聴人はいらっしゃらないと聞いております。

次に、議事録署名人の選出でございます。私の方から指名させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。本日の議事録署名人に、____委員並びに____委員のお二人にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それではこれより本日の議事に入ります。本日の議題として、2つ出ております。はじめに、議題 1 「水戸市地域福祉計画（第 4 次）における関連事業の評価について」事務局から説明をお願いします。

« 事務局説明 »

議長 御説明ありがとうございました。ただいま事務局から特に重点事業について取り上げて御説明いただきましたが、その部分でも結構ですし、あらかじめ資料を御覧いただきましてお気付きの点又は疑問に思った点等ありましたら、皆様から御意見いただければと

思います。いかがでしょうか。

委員 と申します。よろしくお願ひいたします。私は、高齢の方というよりは子どもたちに関するお話になりますので御容赦いただければと思います。中身を読ませていただきた感想といたしまして、32ページの155番「道徳教育や人権教育の推進」について気になったのが、子どもの権利に関する学習が学校の中でもどこでも取り入れられてないなということです。子ども基本法ができたときに、国の指針の中でも、子どもの権利条約を広めるというか学びを広げていくということが確かあったと思うんですね。子ども基本法というのが、子どもの権利条約の国内法にあたるところになっておりまして、子どもの権利条約の内容が落とし込まれています。子どもの権利について学校の先生も知らない方がほとんどということが、セーブ・ザ・チルドレンの調べの中でも出てきています。大人が知らないと子どもも知らないというのがものすごく問題になっていて、それを知っていなければ子ども基本法のきちんとした運用は出来ないだろうと言われているところなんですね。

そこに関連して気になっているのが、26ページ131番、ヤングケアラーの「早期発見・支援に向けた意識啓発」のところで、令和7年度以降の実施予定として、「中学生を対象とした実態調査を実施する」と書いてありますけれども、子どもの権利を勉強している人たちからすると、小学生も入ってこないとおかしいんですよね。中学生であろうが小学生であろうが、自分は守られる権利があるということを子どもの権利として理解していないと、自分がヤングケアラーだと気付かない子どもたちがとても多いわけですよ。自分たちは勉強する権利、休む権利、守られる権利があるということを理解した上で、自分の現状がそうじゃないんだということに気付かないと、ヤングケアラーであることに気付かないと指摘されているところなので、小学生ちゃんと対象として入れないと、抜け落ちるところがあるんじゃないかなと感じます。

それにまた関連して、6ページ28番「子どもや青少年の声を反映する活動の検討」というところで、「アンケートやヒアリングを実施して」と書いてあります。行政がよく子どもの声を聞きました、アンケートを取りました、子どもに集まってもらって意見を聞きましたというのではありませんが、子どもの意見表明権というのが子ども基本法第11条に載っているはずで、アンケートを取ればいいとかヒアリングをすればいいというわけではなくて、どうしたらいいのか大人と話し合いをするところまで含めて子どもの声を聞きましょうということなんです。子どもの意見表明権はオピニオンではなくビューなので、言葉に出すものだけが意見ではないと言われていて、保育園生でも幼稚園生でも質問の仕方を考えれば意見を出してもらえるということを考えて施策していただきたいし、大人と子どもが一緒になって話し合いをしていく中で住みよい社会を作っていくというのが、子どもまんなか社会という理念に関連してくるので考えていただきました。

さらに、1ページ事業番号2番で、どこを読んでも「地域との連携」って書いてあるんですけれども、地域で活動している人たちにも限界があるわけですよね。新しく分譲されているところって自治会がないんですよ。なので、やはり市の方からも分譲される方たちに働きかけをするとかしないと、自分たちの自助作用だけでは難しいんだと思うんです。市がどれだけそこに入していくのかというのを、市の全体の施策として議会を通して考えていただくのが良いのかなと思います。自治会から会費が降りてきている青少年育成とか、社会福祉の方のお金とかが先細りしていって、その活動も先細りしていけば、いくら地域連携と言ったって、高齢化の問題もあって出来なくなってくると思うんですよ。そういうところも含めてシステムの再構築を市として考えていかないと、全てがうまく連携出来なくなってくるのではないかと思いました。

議長 ありがとうございました。大変重要な御指摘をいただきました。31ページの部分については、学校等では子どもの権利について扱うことがないということなんですか。

委員 はい。明記されていないですし、道徳教育と人権教育は違うということを学校の方はよく分かっていない方が多いということと、未だに学校の先生なんかでも、基本的人権の話なのに「義務を果たしていないのに権利って言うな」という方が多いんです。大人への教育がとても大事だと思っていて、権利を学ぶことで守られていることを知ることと、助けてと言って良いという教育なんですよね。先程重点目標の中で、見守りとか支援という話もありましたが、基本的に助けてと言って良いという権利教育がされていないので、助けてって言えない人が大人や高齢者にも多くて、それを見てるこどもたちもそうなるんです。権利教育が大人にもこどもにも進んでいけば、助けてと言って良いんだということが広まっていくと思うんです。大人からやっていくのは中々難しいので、こどもたちを育てる中で世の中に広まっていくようになると思いますし、その子たちが親になったときに次世代の社会の仕組みになるだろうと思います。こどもが生きやすい社会は皆が生きやすい社会と言われているので、そこから考えていかないといけないんだろうなと思いました。

議長 ありがとうございます。こどもの権利教育が十分にされていないという御指摘と、それからヤングケアラーの御指摘、こどもの意見をどのように反映していくのかということでお話をいただきました。アンケートについては、中学生だけでなく、小学生を含めて意見を聞くことが大事だということでした。それから、自治会への加入等についても御意見をいただきしております。この件は事務局から関係する課へお伝えいただくということでよろしいですか。

事務局 はい。今いただいた御意見を踏まえまして、教育部門、こども部門、市民協働部門等へ情報伝達させていただきまして、御要望として承るという形でよろしいでしょうか。

議長 はい、よろしくお願ひいたします。この件でも、ほかの件でも構いませんが、なにかありますでしょうか。

委員 1ページの4番「ふらっと場の提案」ですね。主に年1回、社会福祉協議会の事業について決算や予算が回ってくるのですが、ふらっと場の提案が新しく入りまして、本日は____委員さんがいらっしゃっているので聞いてみたいなと思いました。見川地区「多世代交流ふれあい広場」を実施したとありますが、年間の目標回数と、見川地区はサブリーダーが頑張っていらっしゃるので、多世代交流の内容と、その結果どうなったのか。細かいところですがぜひ知りたいなと思いました。

議長 はい、ありがとうございます。計画の全体像や現状とこれからの見通し等について、教えていただければと思いますので、____委員お願ひいたします。

委員 水戸市社協の____でございます。ただいまの____委員さんからの御質問にお答えしますと、見川の多世代交流ふれあい広場については、社協支部を担っていただいている地域の皆さんからの御意見として、住民同士の顔の見える関係を作っていくたい、それにはこどもをどんどん入れていきたいというのがありました。それは一方的な支援や助けるということではなく、助け合うということです。例えば、今回はこどもたちにたくさん参加していただいたんですけども、スマホの使い方を高齢者に教えたり、高齢者等の大人からはちょっとした学習のサポートをしたり、それから楽しいことをということで地域の女性会の方がおしるこを作ってくれて皆と一緒に食べるとか、あとはたくさんゲームをして遊ぶとか、そういうことを通して少しずつ多世代の方が交わりながらお互い顔の見える関係を作って、困りごとがあったときには助け合う形を作っていくこうというのが始まりでございます。見川の社協支部長が非常に熱心な方でして、色々なアイデアを出してく

ださっていますので、今後も広場の中身は変化していくと思っていますが、どちらがどちらを助けるということではなくて、お互いに助け合うということを地域の実践としてやつていきたいと思っています。今年度は、まだ途中ではありますが、地域でもこどもを大事にしていけると感じています。堀原地区で、堀原小学校の先生と話し合いを進めていました、こどもたちがどういう地域を望んでいるか、こどもたちがこういう地域にしたいというのを出し合う機会ができるように進めているところです。また、お隣にいる____委員が担当されている国田地区で11月くらいに秋祭りがあるのですが、地域住民同士がお互いに日頃の感謝をしあえるようなワークショップを考えていきたいかなというところで、今年度はその2地区でふらっと場を進めているという現状があります。

議長 ありがとうございます。そのほか御質問等ありますでしょうか。

____委員 具体的な質問に入る前に、評価についてなんですかけれども、A評価は99事業で、B評価が現状維持で、これがいいか悪いかは別として、C評価「要改善」になった事業について、事業名は先ほど御説明いただいたのですが、具体的な理由や課題についても簡単でいいので分かれば教えていただきたいと思います。

議長 御質問ありがとうございます。C評価について教えていただければとのことですので、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事業の進捗状況等調査において自己評価がCとなった4事業について説明いたします。資料15ページをお開き願います。事業番号71「安心で住みやすい持続可能な住環境の創出」に位置付けた、障害福祉課の事業であります「住宅のリフォーム支援等の推進」でございます。こちらは心身に重度の障害がある方で、住宅改造の必要が認められる方に費用の助成支援を行うものでございます。令和5年度の申請、給付実績が1件、令和6年度は0件であったことから、自己評価がCとなっております。介護保険の「住宅改修」、障害者日常生活用具給付等事業の「居宅生活動作補助用具」の給付対象となる場合はそちらを優先していただくこともあります、申請数が多くない状況ですが、今後は、利用されたい方がいらっしゃった場合に漏れなく申請できるよう、障害福祉のしおり等により、助成制度の一層の周知を図ることとしております。

次に、資料16ページをお開き願います。事業番号75「バリアフリー施策の推進」に位置付けた、障害福祉課の事業であります「障害者差別解消法に基づく合理的配慮の推進」でございます。民間事業者等における障害者等への合理的配慮を行うためのコミュニケーションツールの作成、物品の購入、施工に要する費用を市が補助し、合理的配慮を促すものです。令和5年度の補助実績が3件、令和6年度は0件となっており、自己評価がCとなっております。今後は、市内事業者への合理的配慮に係る周知はもちろんのこと、特に福祉用具を取扱う事業所へ制度を周知する等、利用促進を図ることとしております。

続きまして、同じく「バリアフリー施策の推進」に位置付けた、障害福祉課及び交通政策課が担当しております事業番号76「みんなでつくるバリアフリーマップの活用」でございます。こちらは、現在、交通政策課におきましてバリアフリーマップを作成するWheeLogというアプリに、市民団体と連携して市内のバリアフリーに関する情報を記録する活動を実施しており、そのアプリの周知を障害福祉課が実施していく事業となります。交通政策課では、令和5年度及び6年度の実績として、アプリの記録活動を進められていることから自己評価をAとしているところですが、障害福祉課においては、アプリが情報を記録する段階であることから、達成目標である周知に至っていないため、自己評価をCとしております。今後は、バリアフリーマップを作成する市民団体等と連携し、バリアフリーマップの作成を進めるとともに、情報が充実した段階で周知を行うこととしております。

最後に、ページを返していただきまして、資料22ページをお開き願います。資料最下段

にあります、事業番号113「相談しやすい体制の整備・充実」に位置付けた、介護保険課の事業であります「介護相談員による派遣相談の実施」でございます。介護サービス相談員を施設等へ派遣し、利用者や家族の相談に応じ、介護サービスに関する疑問や不安を解消するとともに、事業者へ利用者の意見を橋渡しすることにより、介護サービスの質の向上を図る事業でございます。達成目標としましては、介護サービス相談員の事業所の訪問数を年180回としておりましたが、事業所の感染症対策に配慮したことから、令和6年度の実績が年136回と目標値を下回ったため、自己評価をCとしております。今後も感染症対策に配慮する必要はあるものの、事業所の訪問数を新型コロナウイルス感染症発生前の頻度に増やす方針でございます。

事務局からの説明は以上となります。

委員 御説明ありがとうございました。15ページの71番、16ページの75番については実績がないということで、その中で周知を徹底していくということでよく分かりました。せっかくある制度ですので丁寧な周知をしていただいて、利用していただける方が増えればいいと思います。22ページの113番は令和5年度が56件で、令和6年度は136件へ増えていて、頑張っているのになんでCなのかなと思っていたのですが、目標が180件と高いんですね。分かりました。

あと、もう一つだけよろしいでしょうか。重点事業の中の31ページ150番について、達成目標は参加団体数が令和6年度222団体、令和7年度229団体、令和8年度236団体とあり、年間で7件ほどのゆるやかな増加を目指していると思いますが、登録団体はある程度決まってきてしまっているのか、状況をお聞きしたいです。

事務局 目標としては増加をしているのですが、制度自体がある程度広まっていますので、参加団体が増えるかというと難しい状況ではございます。

委員 ありがとうございます。

議長 それでは、よろしいでしょうか。評価のABCの分類、そしてC評価の理由についても確認することができました。ありがとうございます。今C評価の内容を伺いながら思ったこととしては、16ページ76番は同じ事業を2つの課が共同して行っていますので、評価もそれぞれC、Aと異なるのですが、合わせてBくらいにしてもよかったです。府内の連携をする事業として表に出してもいいんじゃないかと思いました。Wheelogというアプリは御存じの方も多いと思いますが、Google Map上にどこがどんな使い勝手かというのを誰でも記録、更新でき、使う人が増えれば増えるほど利用者が助かるアプリですので、担当の方でぜひ広めていただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。それでは、そのほか委員さんの方からなにかありますでしょうか。

委員 すみません、もう一つよろしいでしょうか。14ページのDVと虐待への対応、予防教育についてです。今、性暴力というのは小学生でもかなりの問題が起こっておりまます。私もCAPスペシャリスト等の資格を持っていました。文科省から各小学校、中学校へ命の安全教育をするように言われていて、私は他市で担当させていただいている。水戸市の中でどのくらい各学校で命の安全教育をやられているのかよく分かりませんけれども、これは性暴力の予防教育になります。ここに書いてあるように、予防教育というのは虐待やDVに対してすごく大事で、その子たちを育てていくことによって、将来的にそういう暴力や加害者をなくしていくことと、もっと言えば暴力って殴る、蹴るだけではないという気付きを皆が得ることがとても大事だと言われています。デートDVや子どもの暴力防止プログラムは、障害者の方向けにも開発されているものなので、教育がどれくらいされているのかというのをここに落とし込んでいただけたら良いかなと思います。ま

た、67番のところに、高校生向けと書いてあるんですが、命の安全教育は中学生からやらないくてはいけないので、ここに中学生と書いていないのは抜け落ちているのかなと思います。相談対応も大事なんですが、そこにたどり着くまでに助けてと言っても良いということはこれからとても大事になっていきますし、予防教育をする上で市役所の対応も楽になっていくと思います。水戸市のふれあいプランの中で、市で費用を出してこどもに対する暴力防止プログラムを実施していくというのが入っていたはずなので、そういうものを推し進めていくと良くなっていくのかなと思いますので、要望として出させていただきたいと思います。

事務局 ありがとうございます。御要望として承ります。関連して、自殺対策や教育と連動して行っているものの中には、市内の公立学校で年1回全校でSOSの出し方教育を実施できることは把握していますが、今御意見いただいた部分がどこまで入っているのかというところもありますので、情報提供させていただきます。

議長 ありがとうございます。学校教育と関係する支援機関との連携をいかに効果的にできるかということで、調整が大変だと思いますがよろしくお願ひいたします。そのほか、御意見・御質問等ありますでしょうか。

委員 水戸市では町内会・自治会カードを作っており、とても良い取組だと感心しているのですが、それでも町内会から抜けてしまう方が後を絶たない状況です。辞める方はどうして辞めてしまうのかお聞きしましたら、なんのメリットもない、班長が回ってくるのは嫌だ、町内会の催し物に出たくないと言われました。なんのメリットもないと言われると、お答えのしようはありませんが、辞めてしまうと絆が消えてしまうように感じるのは私だけでしょうか。なんとか町内会を辞めないでほしいといつも祈っています。皆さんのところはどうでしょうか。

議長 資料1ページの「町内会・自治会加入に向けた取組の推進」にもありますけれども、町内会の脱退者と入会者についてお悩みのところだと思います。これについて委員の皆様から何かあれば教えてください。

委員 住みよいまちづくり推進協議会でこの項目について一番力を入れているところなんですけれども、令和10年度に加入率52.6%を目指しているのですが、現在は48.0%なんですよ。町内会・自治会カードを導入してなんとかやっているんだけども、中々その効果がなくて。それから、加入する団体は400店舗を目指していて、今それに近づいてきているなんだけれども、町内会を辞めてしまう地域の方が課題なんですね。

町内会・自治会カード以外に、もう一つ我々住み協が考えているのが、町内会の役割の中にごみの回収業務もあると思うんですよね。場所を設置するとか。そういうのを今後やっていくかどうかが決まっていないんですね。最初、この町内会・自治会カードをやる前に、ごみの問題から入っていく方がいいんじゃないかという案もあったんですけども、こちらのカードの方が入りやすいということになったんです。ほかの市町村に見学に行くなんだけれども、町内会がきちんとやっているところと、そうじゃないところがやはりあってですね。例えば、辞めた方はごみをどこに捨てるんですかということを聞くと、ある市町村は必ず町内会単位で集めることにしていて、できないところは市役所で広域の集積所を作っているんです。例えば水戸市を15区くらいにわけて、ここに持ってきてくださいとしているんです。それがいいのかどうか分かんないんだけども、そういうことをやっている市町村もあるんです。そのほかにも町内会に入っていると色々なお祭りとか地域の行事がありますから、入っているとこういう良いことがあるとアピールするようにはしているんですけど、中々退会率を制限するというところまでは進んでいないというのが現状です

ね。

議長 ありがとうございます。町内会の存在の必要性を実感できるかということなんでしょうかね。あとは、楽しい交流が出来るとか、つながりが出来るとか、そういうのを経験した人は協力してくれるんでしょうけど、参加していない方は距離を置いたままになってしまふというような。このあたりは活動されていてジレンマがおありなのかなとお話を聞いていて思いました。

委員 何回もすみません。既存の自治会の中で出たり入ったりというよりも、新たに分譲しているところがありますよね。そういうところが加入率に大きく関わっているのではないかと思っています。マンションも大きくなっているのにマンション自体が自治会に入っていないというところが多いんですね。マンションは管理組合に働きかけができるかもしれないですが、大きく分譲をしている人たちで自治会を作ってくださいって言っても、誰がやるんですかって話になりますよね。特に20代、30代の方たちが多く建てているようなところで、率先して私が自治会長やるから自治会作りましょうよってところはあるのかなと思うんです。今大きい分譲地ってあちこちで増えているんです。県庁の近くもそうですし郊外もそうですし、相当な戸数が建っていると思います。そういったところに作ってくださいねっていう言つても出来ないと思うんですよ。なので、行政がどのように関わるのかというところと、既存のところの出入りだけでは加入率は上がらないし、先細りしていくんだろうなと感じています。若い世帯が多く住んでいるところには、こどもがいっぱい居るんですね。こどもたちのために自治会が必要なんだってところに行き着かないと、子ども会の役員をやりたくないって皆辞めてるので。共働きしていると負担感が大きいのかなと。すごく難しい問題をはらんでるんですけど、既存の自治会や住民の性善説だけでは改善しない問題なので、水戸市としてどうするのかって大きく考えていただく必要はあるのかなとずっと思っています。

委員 今出た問題と関係するんですけど、1ページ2番の項目で令和7年度の実施予定に市民生活課が回答していないと思うんですけど、水戸市として宅建協会と業務提携を結んでいるんです。新たに家を建てるときに宅建協会にこういうことをやってほしいとチラシを作っています。あとは、水戸市に住所を置くときに必ず市民課を通しますので、チラシ等の配布や近くの市民センターを案内することはこまめにやっています。赤塚地区は、やはり内原地区と同じように住居が増えているんですけども、そこの地区会長が一軒一軒訪問して、皆で赤塚の市民センターで新規住民のための合同会議を開いて、誰か代表を決めるんだけどもそんなに負担にならないよというガイダンスをやるんです。そうすると、全員ではなくても何組かは新しく加入したという例もありました。

議長 具体的にありがとうございます。

委員 新しい家が15～20軒固まって出来たところに町内会に入ってくださいというと、町内会費とは別に、町内会加入費がかかつてしまうので、そんなの払えないから入らない、私たちだけでやれるから大丈夫ですって言われてしまうんです。うちの地区は加入費が2万円ですが、ほかでは15万、20万、30万円の地区もあるなんて聞きますが、皆さんところはどうですか。

委員 15万円や20万円とかっていうのは、公民館の建設費ってのがあって、それが一戸あたりいくらって決まっていて、途中から入った人も払ってくださいというノルマを課されているわけなんです。そういうことをやっていると誰も入らなくなっちゃうので、当該年度の必要経費だけにするという運用にしないと誰も入らない。私の地区も新しく転入

した人に一戸あたり10万円のノルマを求めていましたが、誰も入らないからそういうのなにしてやつたらいいだろうって地区会長に助言したんですよ。そしたら、新しく転入された方も町内会に入ってくれたんですよ。だから、やり方ですよね。

委員 私が千波の方の町内会に入った当時はたくさんメンバーが居て、市役所のOBの方が色々やってくださっていました。今30年近く経って、私も会長を長くやらせてもらって交代したんですよね。当初は4班に分かれていて、必ず会長、会計を出してというルールがあったんですが、途中から高齢になってきて色々役割決めていたけれど皆動けなくなってきて。そういう経緯があったので、町内会から出せばいいんじゃないかな、出来る人がやればいいんじゃないかなという方向に変えたんです。それで、町内会の会費が当初月500円、年間6,000円で、その中に新年会のために2,000円分取ってあったんですが、会費は払うけれども新年会には1回も来ないという人もいました。なので、会費を4,000円にして、新年会に出る人が2,000円を自分で出すというふうに、社会情勢に合わせたやり方にしないと。当時町内会を辞めたい人がいて、辞める方は色々な理由があるんですけど、辞めたいという4人のうち3人には説得して、防犯の費用とか育成とか色々なものを自治会が出しますよね。そういうのがあるので協力してもらえませんかと。4人のうち1人は表通りに住んでて明るいので嫌ということでしたが。総会に出たびにやめたほうがいいとか色々出るんです。長年やっている人は絆が大事で、特に震災のときとかは大事だって納得してくれたんです。それが一つです。

もう一つは、駅前の方で商店会という自治会の会長をしているのですが、当初は40軒くらいあって今は20軒になっちゃったんですが、そこに54世帯のマンションが建ったんです。マンションが建つときから、先輩が、マンションの人たちが入ってくれないとダメだと言っていたんです。その54世帯と、今減ってしまっていますがすごい古くからいる人と合わせて全部で70世帯なんんですけど、マンションが主力で運営しているような状況なんですね。ですから、最初から建てているところからお願いして入ってもらうように協力をしていく必要があるのかなと思います。長くなっています。

議長 ありがとうございます。町内会・自治会の加入、退会については、目標が令和10年度の加入率が52.6%ということをどう実現していくかは、このこと自体が地域福祉を自立させるためのベースとなる大事な取組なんだろうと聞いていて思いました。運営する方が色々工夫されることで、改善の可能性があるということを今日教えていただいたように思います。本日出た御意見を市民生活課さんにも共有をしていただいて、皆さんの努力が広がるようにしていただいくと良いと思います。どうもありがとうございます。

最後に、このことだけはどうしても確認しておきたい、聞いておきたいことがある方はいませんか。もしあとでお気付きの点がありましたら、後ほど事務局へお問い合わせいただければと思います。

それでは、議事（2）重層的支援体制整備事業の概要についてということで、資料2及び資料3を御覧いただきながら、事務局から御説明の方をよろしくお願ひいたします。

« 事務局説明 »

議長 御説明ありがとうございました。重層的支援体制整備事業の概要について、資料2と資料3により事務局から御説明いただきました。令和8年度からの実施を目指しているということで、この事業の全体の概要と、水戸市としてどのような取組をしていく予定であるのか、計画の案をお示しいただきました。御覧いただきまして、御意見・御質問等いただければと思います。どんなことでも結構です。

委員 私もしかしたら理解が少ないのかもしれないですが、これは相談に至った後の

話なのかと思って聞いていたんですけども、相談に至るまでがものすごく大変なんだろ
うなと思っています。実際、10代のデー^TD相談も、相談員に結びつくまでが大変なん
ですよ。今デジタル化が進んでいる中で、電話が苦手という人たちがとても多いんですよ。
電話相談というのもハードルが高いという世代が増えてきている中で、どういう施策をし
ているのか。新しい体制を整えるのであれば、チャット相談とか特にひきこもりの方等対
面が苦手という方もいるので、電話や対面の相談だけでなくデジタルを使っての相談はど
こまで考えられているのかなということをお聞きしたいです。

議長 御質問ありがとうございます。重層的支援体制整備事業の中に相談支援という項目
があります。相談体制の工夫について、具体的に事務局から教えていただければと思いま
す。

事務局 御意見ありがとうございます。相談に至るまでが非常に重要であるということは、
仰っていただいたとおりだと思っております。重層的支援体制整備事業については、相談
支援に目が行きがちではありますが、やはり地域づくりの部分と一体的に行うもので、地
域の人たちの気付きについての意識を醸成していって、自ら声を上げられない、上げるこ
とが苦手な人に気付いた人がしっかりとどこかしらにつなぐ、そしてつないだ先がしっかり
受け止めるという体制づくりを目指して進んでいきたいと思っております。あとはその
手段の部分でございますけれども、相談支援体制の構築の仕方は市町村によって様々です
が、水戸市においては分野ごとの相談については体制がある程度取れておりますので、ひ
きこもりの方であるとか中々声をあげづらいこどもたちが声を届けやすいように各課と意
見交換して、取り入れられるものは取り入れられるように、そして事業開始後も関係課と
集まりは持って行きたいと思っておりますので、御意見を踏まえて協議を進めてまいりた
いと思います。

議長 そのほかいかがでしょうか。

委員 資料2の4ページにイメージが書かれていますが、制度の狭間の方をどうやつ
て支援するかというのが非常に大変で、私が今相談を受けている方も、高齢、障害、生活
困窮等が重なりあう部分の方が一人じゃなく何人かいて、この会議が始まる前に福祉部の
各課長さんに御相談したところです。**委員**がお話をされたとおり、きっとつながらない
方も居ます。私が担当している地域には約3～4万人住んでいる方がいるので、中々全員
とつながれませんし、相談といっても網の目が大きくてこぼれてしまう方が多くて、支援
するのは非常に大変だと感じてます。国が力を入れて、お金も出して、ここに足を踏み
出したのは大変良いなと思います。自助・共助・公助というのはよく言われると思います。
副会長さんもお話をされたとおり、民生委員さんが少ない地域もあり、町内会に入っている
方も少ない中で、一体なにができるのかと大変な時代の中で、地域に移行する気持ちもす
ごく分かるのですが、水戸市が旗を振って歩いて行くという姿勢も大事だと思います。つまり、
公的福祉の力をぜひともつけてほしいと思っていて、市役所の皆さんの中、人数ともに向上
してほしいという思いがすごくあります。夜遅くまでお仕事されている方を見ると大丈夫かな
といつも心配してますし、その人数でこれだけの仕事量をするのは本当に大
変だと思います。地域の人に色々なことをお願いしたい気持ちも分かるんですが、公的福
祉ということを考え、公助の力をもっとつけてほしい。重層的支援体制整備事業は重
なり合う部分が大変なのでぜひとも人を増やして働いてほしいと願います。夜遅くまで電気
がついているのを見ると胸が痛くなってしまうので、中々ここで答えが出る部分ではない
と思いますが、皆さん大丈夫でしょうか。

事務局 今仰っていただいたとおり、中々マンパワー的に行き届いていない部分もありま

すので、質の向上といった点につきましては、今後重層的支援体制整備事業の開始と併せて、福祉部内ひとりひとりの対応力、福祉の力の向上を目指した研修を徐々に進めていければというところと、福祉職も多くおりますので連携を進めていければと考えております。マンパワーの方は頑張ってまいりますので、応援よろしくお願ひいたします。

委員 御説明いただきまして、ありがとうございました。時間に限りがありますので、私から1点だけ質問させていただきます。重層的支援体制整備事業については、私にとつても悲願のといいますか、はやく実施されるよう応援していきたい体制です。昨年、文教福祉委員会の方で重層的支援体制整備事業の先進自治体へ担当課と視察に行かせていただいて、大変素晴らしい取組であるなと思いました。市民の方がどこに相談しても、こぼれ落ちない、弾かない体制に感銘を受けた次第で、ぜひ水戸市もと思っています。そこで、この先の話になってしまって恐縮なんですが、実際の運用の中で、例えばなんでも相談という窓口を設けてそこから司令塔のように担当課に振っていくのか、これまでどおり各課で窓口を持っていて、ただ担当外のことがかかってきたとしても「うちではないので答えません」ではなくて、各課が弾かないように受けて、横串を指しながら担当課・関係課に情報を回していくのか。どういった運用がなされるのか、今の段階でもしお答えできれば御助言いただければと思います。

事務局 御質問ありがとうございます。現段階で本市として考えている方向性としては後者の方でして、総合相談窓口を設けている自治体もあるんですけども、水戸市では分野ごとの体制が比較的構築されてきていると考えていますので、既存のネットワークを生かして実施できると考えると、従来の相談窓口が分野外のものが来てもしっかりと受け止めて、担当課が分かるものは担当課へつなぐ、担当課が分からないものは多機関協働に相談してそこで役割調整をするという仕組みを考えております。

委員 ありがとうございました。

議長 そのほかいかがでしょうか。

委員 2点ほどあるんですけども、重層事業って言葉を聞いてるだけでクラクラするような難しい事業だと思います。アウトリーチ等を通じた継続的支援事業といつても、参加支援事業と中身がどう違うのか、区別がつかない委員さんもいらっしゃるかもしれません。現在、茨城県内44市町村のうち5つの自治体で重層事業を始めていますので、今年度もう1回この会議が開催されるのであれば、委員の皆様に具体的な実践、支援事例をお示しいただけるとよりイメージしやすいんじゃないかなということが一点ございます。

もう一点は、地域づくりという言葉自体が、既存の団体さんに新たな負荷をかけるようなイメージにつながってしまうのではないかと危惧しています。地域づくりというのは、住民主体の活動を強化するという意味合いもあると思いますが、我々社協の活動原則の中にも、個別支援と地域づくりの一体的展開の原則が加わりました。やはり一人ひとりを見ていくのと同時に、どの地域に同じ課題を持っている人がいたとしても地域のシステムとして解決できる仕組みを作ることが地域づくりだと理解しています。新たな組織を作って、地域課題を解決していくというのも地域づくりのひとつだと思います。先ほどから出ている町内会・自治会の活動が中々上向きにならないということに対して、また新たに地域づくりという負荷をかけるような支援だと捉えられてしまうと、住民の皆様の協力を得る際には注意しなくてはいけない視点だと思いますので、誤解のないようなもので御説明していただけだと良いのかなと思いました。

議長 ありがとうございます。この事業を進めるにあたっての地域の方々への理解を図る

ことへの御配慮のお願いと、できればこの分科会で県内の実践事例があれば意見交換できたらという御要望もございましたので、事務局の方で御検討いただきますようお願いいたします。皆様の方からなにかありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

本事業は次年度から実施すると言うことですので、事務局で十分に検討されていくこと思います。新たな事業ではありますが、一方で既に取り組んでいる事業をいかに生かしていくかどころですので より関係課との連携が重要になる事業なんだなと思っております。本日、事業の評価でも出てきましたが、出来たところと出来なかつたところを教えていただきながら、情報共有していければと思います。それでは、（2）重層的支援体制整備事業については以上とさせていただきます。

（3）その他については事務局からなにかありますでしょうか。

事務局 ありません。

議長 それでは、予定された議題は以上となります。皆様、御協力ありがとうございました。

事務局 以上をもちまして、水戸市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を閉会いたします。本日は、長時間にわたり御協議いただき、ありがとうございました。